

高知県社会的養育推進計画（後期計画）案について

後期計画策定に係る経過

◆高知県社会的養育推進計画の策定（R2.4）

平成28年改正児童福祉法の理念のもと、こどもの「家庭養育優先原則」を徹底し、「こどもの最善の利益」を実現するため、代替養育が必要なこどもをできるだけ家庭に近い環境で養育するための取組の方向性を定める

＜主な取組＞・里親等への委託の推進
・施設の小規模化・地域分散化等の推進 など

＜計画期間＞ 令和2年度から令和11年度までの10年間
【前期】 令和2年度～令和6年度／【後期】 令和7年度～令和11年度

◆児童福祉法改正（R1.6（R2.4.1施行））

- ・親権者等による体罰禁止の明確化
- ・児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等

◆「社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書」（R4.2）

- ・都道府県社会的養育推進計画について、資源の計画的な整備方針のための計画とすべきこと等を提言

◆児童福祉法改正（R4.6（一部を除きR6.4.1施行））

子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う

- ・こどもの意見表明や権利擁護に向けた環境整備
- ・市町村における母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制の整備（こども家庭センターの設置）
- ・里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ
- ・妊産婦等生活援助事業、親子再統合事業の創設
- ・社会的養護経験者等に対する支援の充実

◆都道府県社会的養育推進計画の策定要領（R6.3）※後期計画

国は、都道府県が既存の計画を全面的に見直し、新たに計画を策定するにあたっての基本的考え方や計画に記載すべき事項、留意事項等を取りまとめ

前期計画における主な取組の状況

- ◆里親の新規開拓やフォスタリング事業の実施などにより、里親登録数、里親委託数は年々増加しているものの、目標値（里親等委託率）に届いていない。

- 里親登録数：78組（H30末）→**155組**（R5末）
- 里親委託率：19.0%（H30末）→**30.4%**（R5末）【目標値(R6)：36.7%】

- ◆施設の小規模グループ化（1グループあたり4～6名）を促進することで、施設における「できる限り良好な家庭的環境」の整備が進んだ。

- 小規模グループケア等の数：28か所（H30末）→**33か所**（R5末）

- ◆子ども家庭総合支援拠点は、独自の財政支援等により設置が拡大したが、目標の全市町村での設置には至らなかった。
（法改正により同拠点は廃止、こども家庭センターの設置が努力義務化（R6.4～））

- 子ども家庭総合支援拠点の設置市町村数：2市町（H30末）→**22市町村**（R5末）

後期計画の策定

＜基本理念＞ こどもたちが夢や希望をもって成長できる社会の実現

＜計画期間＞ 令和7年度～令和11年度

＜見直しのポイント＞

- 令和4年改正児童福祉法や計画の進捗状況等を踏まえ、現行計画を見直し
- 国の策定要領を参考にする
- 体系を見直し、現行の11項目を13項目とする
「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」
「障害児入所施設における支援」 の2項目を追加
- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方を中心に据える
- 各項目ごとに統一的な「評価のための指標」を設定し、当該指標により取組の進捗状況を把握する（適切にPDCAサイクルを運用）

計画の主な取組と目標値

※「第1章 高知県社会的養育推進計画の基本的考え方」及び「第2章 高知県における子どもの現状」には計画策定の趣旨、計画の期間、児童相談所の相談対応件数の状況などを記載

第3章 こどもの権利擁護の取組

- 措置または一時保護等にあたっては、こどもの年齢や発達状況等を考慮した丁寧な説明を行うとともに、こどもの意見の聴取を実施し、こどもの意向を尊重した支援に努める。
- 一時保護のこどもの権利擁護の観点から、第三者評価を活用するなど自己評価及び外部評価を実施。
- こどもの自由な外出を制限する環境で保護する日数は必要最小限とするほか、一時保護中に可能な限り学校へ登校できるよう努めるとともに、登校できない場合にあっては、インターネット学習の環境整備等による学習機会を保障。
- こどもが施設等へ措置される場合の意見聴取等措置や、措置されているこどもへの意見表明等支援などの取組を通じたこどもの権利擁護に係る環境整備を行う。

評価指標

- ◆こどもの権利擁護の取組に係るこども本人の認知度・利用度・満足度など
→入所児童等を対象としたアンケート調査を定期的に実施し、こどもの権利擁護の取組の評価を行う →対前年度比維持又は増(R11)

第5章 児童相談所及び市町村等の支援体制の構築

- 妊産婦等生活援助事業について、市町村や学校関係者、警察、薬局などに周知するほか、支援ニーズを抱える妊産婦等がアクセスしやすい環境を整備。
- こども家庭センターの全市町村での設置に向けた支援を行う。
- 市町村や児童相談所との連携によるきめ細かな相談対応や訪問支援が行き届くよう、児童家庭支援センターを全ての保健福祉圏域に設置するとともに、指導要請及び家庭支援事業の委託を推進。
- 児童相談所の支援体制の整備並びに専門性の向上のための取組を実施。
- 児童相談所において、こどもの最善の利益を実現していくため、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントに努める。

評価指標

- ◆こども家庭センター設置数：**8か所**(R6)→**全市町村(R11)**
- ◆児童家庭支援センター数：**6か所**(R6)→**7か所(R11)**

第6章 社会的養護のこどもの自立支援

- 社会的養護自立支援拠点事業を継続するとともに、児童自立生活援助事業の確保を進め、児童養護施設や里親家庭等を退所したこどもへの支援を実施
- 児童養護施設等において、措置解除となる前から措置解除後に向けた自立の支援や学習の支援を行うことができる体制を確保。
- 社会的養護経験者等の支援者同士の連携を深めるため、社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備を検討。

評価指標

- ◆児童自立生活援助事業（Ⅰ型及びⅡ型）の実施箇所数：
○Ⅰ型：**3か所**(R6)→**3か所(R11)**※維持 ○Ⅱ型：**1か所**(R6)→**2か所(R11)**

第4章 代替養育を必要とするこどもへの支援

- 代替養育を必要としているこどもについて、こどもの年齢やこれまでの生育歴、発達の状況などに応じた適切な養育環境が提供できるよう量の確保を進める。

◆特別養子縁組等及び里親・ファミリーホームへの委託の推進

- 対象となるこどもへの制度の活用ができるよう、新生児の受け入れが可能な里親の確保や制度の活用が円滑に図られるよう努める。
- 里親支援センターを中心とした支援体制を構築するとともに、里親等による養育を必要とするこどもに対して十分な数の里親等を確保。
- 委託里親に対し、定期的に訪問支援を実施するとともに、未委託里親も含めて研修機会を確保することにより、委託前後のきめ細かな支援を充実させる。
- 潜在的に支援を必要としているこどもに対して、親族里親等の制度を活用した支援を行うとともに、親族里親への支援の在り方についても検討を行う。

評価指標

- ◆里親等委託率：
30.4%(R5)→54.3%(R11)
3歳未満：26.1%(R5)→**75%(R11)**
3歳以上～就学前：54.5%(R5)→**75%(R11)**
学齢期：27.3%(R5)→**50%(R11)**
- ◆里親家庭数：**155組**(R5)→**340組(R11)**

【参考】里親等委託率
国は「全ての都道府県において、**乳幼児75%以上、学童期以降50%以上**となるよう数値目標等を設定されたい」と示す

◆児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進

- 施設養育を必要とするこどもを十分に受け入れることができる施設定員数を確保。
- 「できる限り良好な家庭的環境」を確保するため、施設の小規模かつ地域分散化を推進。
- それぞれの施設が持つ専門性を活かして、施設の高機能化及び多機能化等を推進。
- 障害福祉サービス等の実施も視野に入れつつ、障害特性に応じた適切な養育が提供されるよう努める。
- 施設職員の人材の確保・育成に向けた取組を進める。
- 南海トラフ地震などの災害への十分な対策を行う。
- 児童心理治療施設と児童自立支援施設について、国が示す予定の方向性を踏まえた本県での在り方を検討。

評価指標

- ◆小規模かつ地域分散化されたグループケア*：**9グループ**(R6)→**15グループ(R11)**
(*地域小規模児童養護施設数又は分園型小規模グループケアのグループ数)
- 施設定員数（乳児院＋児童養護施設）の見込：**391人**(R5)→**296人(R11)**